

「第43回全国中学生人権作文コンテスト」 茨城県大会実施要領

1 主 催

水戸地方法務局、茨城県人権擁護委員連合会

2 後 援 (予定)

茨城県教育委員会、茨城新聞社、NHK水戸放送局、水戸ホーリーホック、茨城ロボッツ

3 趣 旨

次代を担う中学生が人権問題について作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けること、及び入賞作品を国民に周知広報することによって、広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的とする。

4 応 募 規 定

(1) 対 象

中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部に在学する生徒並びに外国人学校に在学する者で中学生に準ずる生徒

(2) 作文の内容

応募作品は一人1点とし、日常の家庭生活、学校生活、グループ活動あるいは地域社会との関わりなどの中で得た体験等を通じて、基本的人権の重要性、必要性について考えたことなどを題材としたもので、自作、未発表のものとする。

(3) 応募原稿

ア 応募原稿には、学校名、学年、氏名及び題名を必ず記載し、枚数は、学校名、学年、氏名及び題名を除いて、400字詰原稿用紙5枚以内とする。外国語で作文を作成した場合又は視覚に障害があり、点字若しくは録音テープで作文を作成した場合には、それぞれ400字詰原稿用紙5枚以内の翻訳文、墨字又は反訳文を付するものとする。

なお、5枚を超えた場合は、審査の対象とならない。

イ 生成AIを利用して作成したものを自己の作品として提出した場合は、審査の対象とならない。

(4) 作文の様式

提出する作文については、手書き、パソコン等で作成したものいずれも可とする。

(5) 応募作品の送付先

応募する学校は、応募作品に別紙様式の「人権作文応募者名簿」を添え、令和6年9月6日(金)までに、別添「水戸地方法務局管轄区域表」のそれぞれの送付先宛てに送付する。

5 人権擁護委員協議会による審査等

(1) 各人権擁護委員協議会は、適宜な方法により作品の審査を行い、次の応募総数の区分に従い、代表作品を県大会へ推薦する。

1,000編未満の場合	5編以内
1,000編以上2,000編未満の場合	7編以内
2,000編以上5,000編未満の場合	9編以内
5,000編以上8,000編未満の場合	12編以内

8,000編以上

15編以内

- (2) 県大会への推薦に当たっては、別紙1の「人権作文推薦者名簿」、別紙2の「学校別出品数表」を添付の上、令和6年9月26日(木)までに水戸地方法務局人権擁護課宛てに送付する。

6 県大会における審査・表彰等

各人権擁護委員協議会から推薦された代表作品について、次のとおり審査を行い、表彰する。

(1) 審査員(予定)

茨城県教育庁義務教育課指導主事、茨城新聞社編集局論説副委員長、NHK水戸放送局放送部長、水戸ホーリーホック代表者、茨城ロボッツ代表者、水戸地方法務局長及び茨城県人権擁護委員連合会長

(2) 入賞発表の日

令和6年10月25日(金)

(3) 表彰(予定)

- 最優秀賞 2編
- 優秀特別賞 7編
- 優秀賞 6編
- 優良賞 10編

以上の入賞作品については、所属中学校長に通知する。

なお、優良賞以上の作品については、作文集に集録し、関係機関に配布する(集録、配布につき不都合がある場合は、あらかじめ人権擁護課に申し出ること。)

また、入賞作品のうち、最優秀賞作品を「全国中学生人権作文コンテスト」中央大会に推薦する。

(参考) 中央大会(予定)

- | | | | |
|------------------|-----|-----------------|-----|
| ○内閣総理大臣賞 | 1編 | ○法務大臣賞 | 1編 |
| ○文部科学大臣賞 | 1編 | ○法務副大臣賞 | 1編 |
| ○法務大臣政務官賞 | 1編 | ○全国人権擁護委員連合会会長賞 | 1編 |
| ○一般社団法人日本新聞協会会長賞 | 1編 | ○日本放送協会会長賞 | 1編 |
| ○法務事務次官賞 | 3編 | ○法務省人権擁護局 | 25編 |
| ○奨励賞 | 若干編 | | |

(4) 表彰日(予定)

令和6年12月7日(土)

7 その他

(1) 応募作品は、返却しない。

(2) 本人以外の第三者による作品の修正は不可とする。

(3) 応募作品の著作権は、主催者に帰属するものとする。

(4) 入賞作品については、応募者の学校名、学年及び氏名(下記(5)の場合を除く)、応募作品の題名及び作品の内容を一般に公表することを予定している(作文集の発行、報道機関、法務省ホームページ、教材、地方公共団体の広報誌等)。

なお、公表する作品の使用、編集、転載等に当たっては、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがある。

- (5) 作品の公表に当たっては、応募者の意向に応じて、「氏名」、「学年・氏名」又は「学校名・学年・氏名」を非公表とする。
- (6) 作文集の発行後、掲載作文について、地方自治体等の広報誌や学校の教材等への転載を許可する場合、本人の許諾を求めることはしないので、本人が転載を望まない場合、又は望まなくなった場合には、水戸地方法務局人権擁護課にその旨を申し出るものとする。

人権作文応募者名簿

所 在
学校名

	学年	氏 名		学年	氏 名
1			21		
2			22		
3			23		
4			24		
5			25		
6			26		
7			27		
8			28		
9			29		
10			30		
11			31		
12			32		
13			33		
14			34		
15			35		
16			36		
17			37		
18			38		
19			39		
20			40		

水戸地方法務局管轄区域表

法 務 局 (人権擁護委員協議会)	管 轄 市 町 村
人権擁護課 (水戸人権擁護委員協議会)	水戸市 ひたちなか市 笠間市 那珂市 茨城町 城里町 大洗町 東海村 ----- 送付先：〒310-0061 水戸市北見町1番1号水戸法務総合庁舎 水戸地方法務局 人権擁護課 ☎ 029-227-9919
日 立 支 局 (日立人権擁護委員協議会)	日立市 高萩市 北茨城市 ----- 送付先：〒317-0072 日立市弁天町2-13-15 水戸地方法務局日立支局 ☎ 0294-21-2253
常陸太田支局 (常陸太田人権擁護委員協議会)	常陸太田市 常陸大宮市 大子町 ----- 送付先：各市町人権擁護事務担当課
土 浦 支 局 (土浦人権擁護委員協議会)	土浦市 石岡市 つくば市 小美玉市 かすみがうら市 阿見町 美浦村 ----- 送付先：各市町村人権擁護事務担当課
龍ヶ崎支局 (龍ヶ崎人権擁護委員協議会)	龍ヶ崎市 取手市 守谷市 牛久市 稲敷市 つくばみらい市 利根町 河内町 ----- 送付先：〒301-0822 龍ヶ崎市2985 水戸地方法務局龍ヶ崎支局 ☎ 0297-64-2607
鹿 嶋 支 局 (鹿嶋人権擁護委員協議会)	鹿嶋市 潮来市 行方市 神栖市 銚田市 ----- 送付先：〒314-0032 鹿嶋市宮下5-20-4 水戸地方法務局鹿嶋支局 ☎ 0299-83-6000
下 妻 支 局 (下妻人権擁護委員協議会)	下妻市 古河市 筑西市 結城市 常総市 坂東市 桜川市 八千代町 五霞町 境町 ----- 送付先：各市町人権擁護事務担当課

学 校 別 出 品 数 表

支局

番号	学 校 名	出品数	本局推薦数
	合 計		